

暑中お見舞い
申し上げます

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 真二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331代
FAX 072(632)1828

8月

(葉月) AUGUST

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	15	29
金	16	30
土	3	17 31

日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

8月の税務と労務

- | | | | | |
|-----------------------------|------------|---------------------|------------------|--------------|
| 国 税／7月分源泉所得税の納付 | 8月12日 | 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 | 9月2日 | |
| 国 税／6月決算法人の確定申告 | (法人税・消費税等) | 9月2日 | 地方税／個人事業税第1期分の納付 | 都道府県の条例で定める日 |
| 国 税／12月決算法人の中間申告 | | 9月2日 | 地方税／個人住民税第2期分の納付 | 市町村の条例で定める日 |
| 国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 | (年3回の場合) | 9月2日 | | |

ワンポイント 不服申立制度の見直し

行政処分に対し不服がある場合に、国民を救済する措置が不服申立制度です。国税の場合、税務署に「異議申立て」を行い、主張が受け入れられない場合に国税不服審判所に「審査請求」をします。国税に限らず原則、この2段階の不服申立を経なければ訴訟ができないことから、制度の見直しが検討されています。

教育資金の一括贈与に係る

贈与税の非課税制度

Q & A

扶養義務者間（親子間等）
で必要な都度支払われる教
育資金は、今までも贈与税

が非課税とされていました
が、教育については将来に
わたり多額の資金が必要で
あり、「一括贈与」を望む声
が高くなっています。

また、高齢者世代の保有
する資産の若い世代への移
転を促進することにより、
教育費の確保に苦心する子
育て世代を支援するととも
に経済活性化を促す目的か
ら、平成25年度税制改正で
教育資金の一括贈与を受け
た場合の贈与税の非課税措
置が創設されました。以下、
ポイントとなる事項をQ&A方式で整理して
みます。

制度の概要を教えて下さい。

① A Q1

直系尊属（父母や祖父母等）
から、子・孫名義の金融機関
の口座等に、教育資金を一括
して拠出すれば、子・孫ごと
に一、五〇〇万円までが非課税
となります。学校等以外への
支払は五〇〇万円までが限度
です。

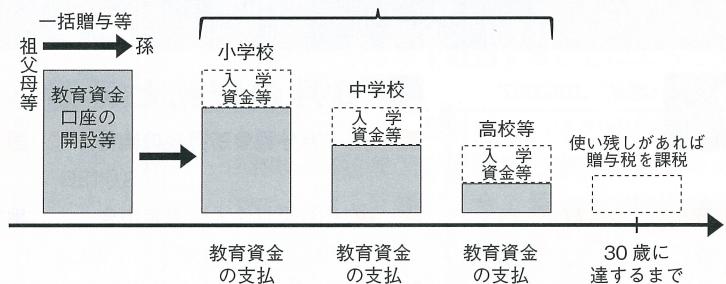
② 教育資金の使途は、金融機
関が領収書等をチェックし、
書類を保管します。

③ 平成二十五年四月一日から
までの三年間の措置となつて
います。

④ 孫等が三十歳に達する日に
学校等に対して直接支払わ
れる次のような金銭
入学金、授業料、入園料、
保育料、施設設備費又は入学
試験の検定料など

(図表)

教育資金として支出したことを金融機関が領収書などで確認
（→利用者は、学校の領収書などを金融機関に提出）



- ※「学校等」とは
校給食費など学校等における
教育に伴つて必要な費用など
小・中学校、高等学校、大学
（院）、専修学校、各種学校
- ① (1) A Q2
教育資金とは、何ですか。
教育資金とは、何ですか。
学校等に対して直接支払わ
れる次のような金銭
入学金、授業料、入園料、
保育料、施設設備費又は入学
試験の検定料など
- ② (2)
一定の外国の教育施設
ハ 認定こども園又は保育所
など
（1）学校等以外に対して支払わ
れる次のような金銭で、社会
通念上相当と認められるもの
（2）役務提供又は指導を行う者
（学習塾や水泳教室など）に
直接支払われるもの
（1）教育（学習塾、そろばん
など）に関する役務の提供
や施設の使用料など
（2）口 口 ハイの役務提供又は口の指
導で使用する物品の購入に
要する金銭
（1）以外（物品の販売店など）

に支払われるもの

学校等の教育に伴つて必要な費用であつて、学校等が必要と認めた教科書、学校指定の制服、卒業アルバムなど

教育資金贈与コーナー



Q 3

学校等以外の者に支払われる金額は五〇〇万円までということですが、「これは」、五〇〇万円までの非課税枠に五〇〇万円を加えて、一、〇〇〇万円まで非課税になるということですか。

- A Q 4 下宿代は非課税の対象でしょうか。
学校等の教育に伴つて必要な費用であつて、学校等が必要と認めた教科書、学校指定の制服、卒業アルバムなど
- A Q 5 祖父母から孫への贈与だけが対象なのでですか。
A Q 6 教育費の要件で「社会通念上認められるもの」とされていますが、どのようなものが「社会通念上相当」として認められないのですか。
A Q 7 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。
- ・ 娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの
等は、教育のために支払われる費用とはいえません。

対象とはなりません。ただし、学校等の寮費については、学校等に対し支払われたことが確認できれば対象になります。

・ 娯楽目的の鑑賞を行ふことを目的とするもの
等は、教育のために支払われる費用とはいえません。

- 等は、教育のために支払われる費用とはいえません。
- （クレジットカード引き落としで支払う場合）
クレジットカードの利用明細の原本と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷して認められる場合があります。
- （月謝袋に現金を入れて支払う場合）
習い事の場合など月単位の年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる支払日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）、住所（所在地）、摘要（〇月〇〇料として〇回または〇回）の記載が必要です。

- （クレジットカード引き落としで支払う場合）
クレジットカードの利用明細の原本と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷して認められる場合があります。
- （月謝袋に現金を入れて支払う場合）
習い事の場合など月単位の年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる支払日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）、住所（所在地）、摘要（〇月〇〇料として〇回または〇回）の記載が必要です。
- （指定金融機関へ振り込む場合）
振込依頼書兼受領書の原本が必要です。なお、① ATMで振込みをした場合は、ATMの利用明細の原本、② インターネットバンキングで振込みをした場合は、インターネットバンキングの振込依頼書兼受領書の原本が必要です。
- （麻雀やカジノの手法を教える教室）
・ 遊興・遊技を内容とするもの（トランプ、ゲーム、手品、占い等を教える教室など）

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

大手自動車メーカーの業績が好調を示すなど、景気回復の兆しが一部で見えています。自動車産業は裾野が広いことから関連する中小企業への波及が期待されます。目減りしていた企業・個人の資産が回復、控えていた投資から積極的な投資に変わり始め、来年1月から開始される少額上場株式の非課税制度の利用が多数に上ることが想定されます。

来年4月からの消費税率引上げの際に、スーパー等の小売業が販売セールをする場合の表現について、「消費税分値引き（還元）」など“消費税”的文字が含まれなければ、「3%値引き」などの表示でも認められることになりました。経過措置もこの9月で終了、消費税率引上げが徐々に近づいています。

国民一人一人に付けた番号により情報を管理することで、国民は納税や社会保障などの手続きが簡単になり、国は行政効率を上げることを目的としたマイナンバー制度が平成28年から始まる予定です。プライバシーへの配慮はもちろんですが、使い勝手の良い仕組みにしてもらいたいものです。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

印紙税の還付請求権の消滅時効

永年勤続者表彰記念品の源泉徴収

永年勤続者の表彰のための記念品については、その支給が社会一般的に行われているものであり、また、その記念品は、通常①市場への売却性、換金性がなく、②選択性も乏しく、③その金額も多額となるものでないことがから、現金による手当とは異なり、給与所得として課税しないこととしています。しかし、同様の趣旨から、現

印紙税を含めた国税に係る過誤納金の国に対する請求権は、その請求ができる日から5年を経過することによって消滅します。

したがって、還付についての印紙税過誤納確認申請書及び過誤納の事実を証するために必要な文書等を全て備えて納税地の所轄税務署長に提出したときを基準に、5年を経過しているかどうかにより判断することになります。

請求することができる日とは、例えば、印紙納付の方法によるものであれば印紙を貼り付けた日です。

なお、書式表示などの承認により申告納税方式をとることになった場合には、所得税などと同じように更正の請求の方法によります。

この更正の請求は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来するものについては、法定申告期限から5年以内に行うことになっています。

物に代えて支給する金銭については、非課税と取り扱うことはしないこととされています。
また、一定金額の範囲内で自由に記念品として品物を選択できないような場合も、金銭を支給されたときと同様の効果がもたらされるため、金額を問わず課税されることとなります。